

農産物・食品の合理的な価格形成について ～食料システム法の狙いと仕組み～



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

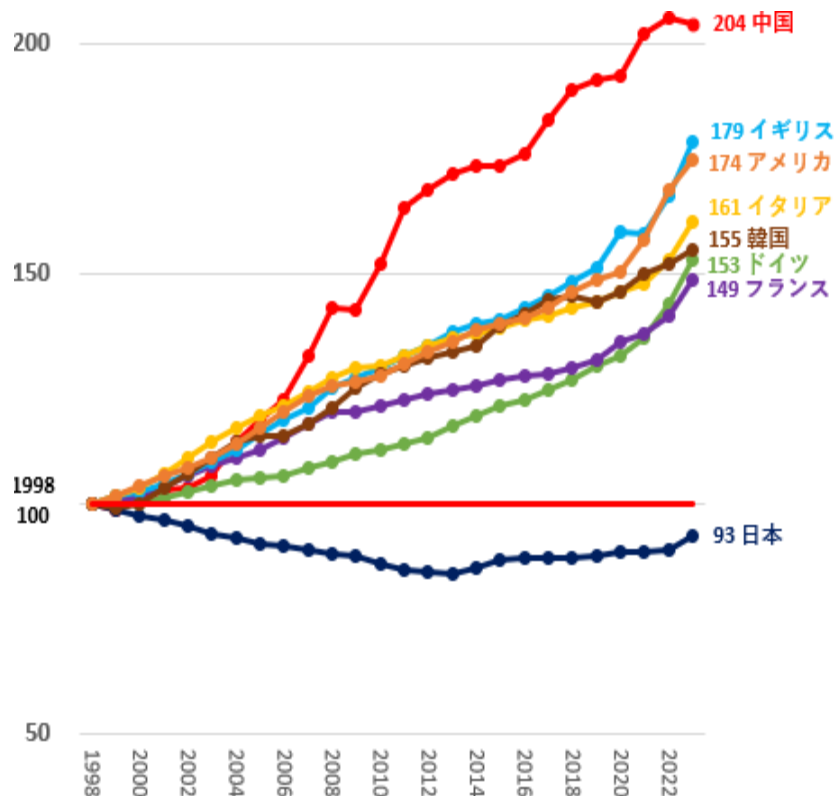
農林水産省

新事業・食品産業部
企画グループ長 木村崇之

長期的な物価の動向

- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では**下降傾向**で推移している。
- 食料の消費者物価指数は、長期のデフレ下であって、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)

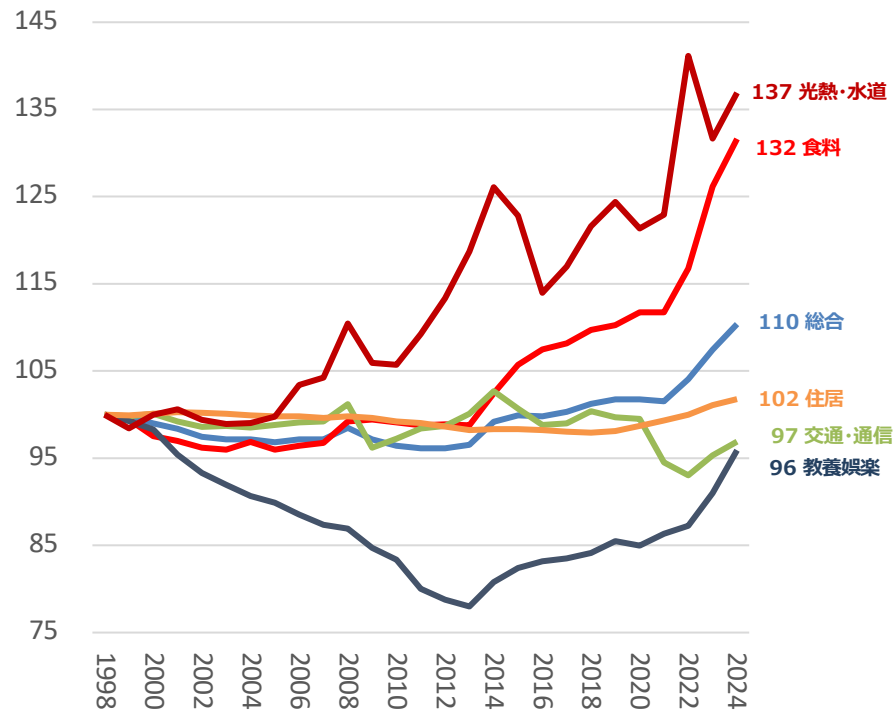


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターは、(名目GDP) / (実質GDP) × 100で計算される。消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算。

○消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)

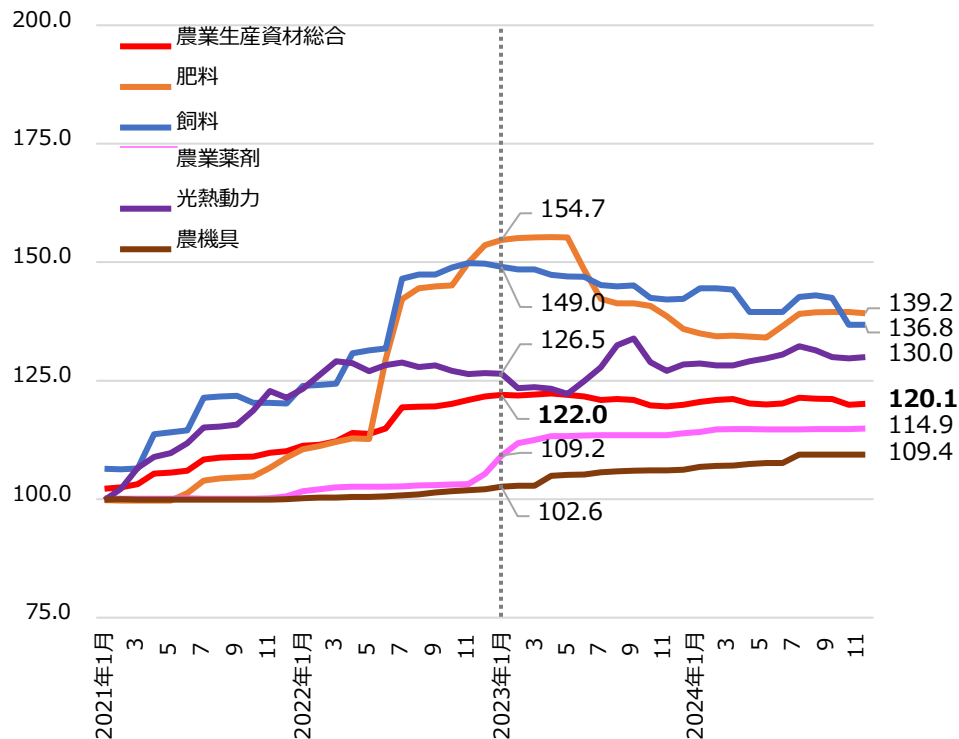
注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算

農業生産資材・農産物価格の動向

- **農業生産資材の価格**は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、**2022年に急上昇**。2023年以降も引き続き高水準で推移。
- **農産物の価格**は、鶏卵を除き、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、**2023年後半以降上昇**。野菜、果実は変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】（2020年=100）

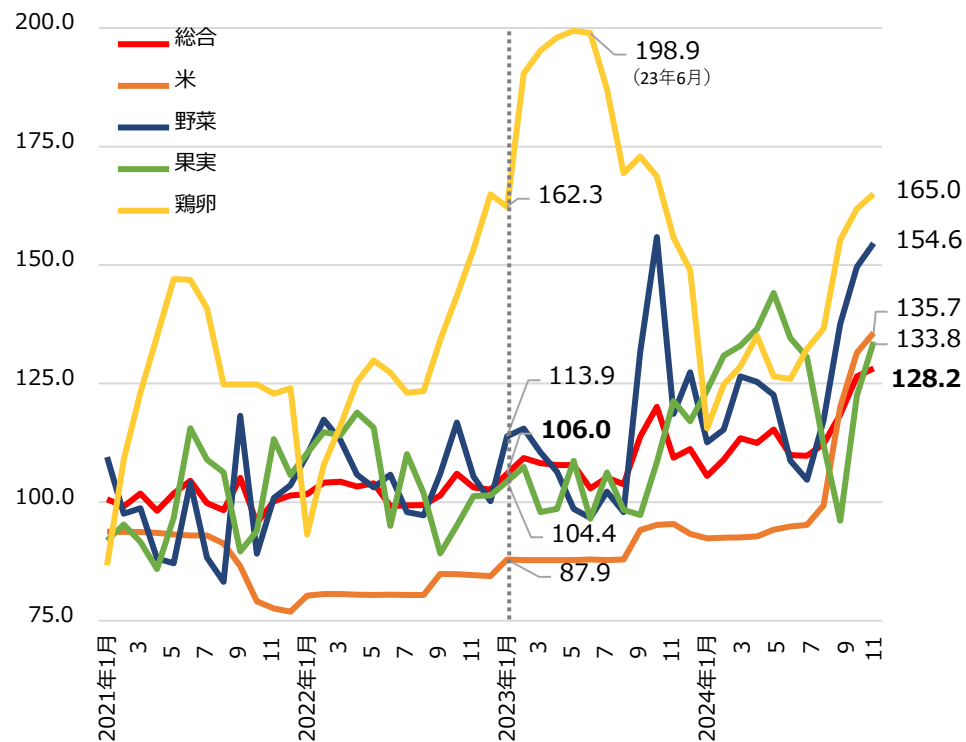
（農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物価格指数の推移】（2020年=100）

（農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

背景

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行**、我が国における**人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展**のための生産性の向上、農村における**地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直す**とともに、**関連する基本的施策を定める**。

法律案の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定**。
 - ③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定**。
- (2) 基本的施策として、
 - ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、**農産物・農業資材の安定的な輸入の確保**（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進**（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における**需要の開拓の支援等**）
 - ③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては**、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その**負荷の低減**が図られることにより、**環境との調和が図られなければならない旨を規定**。
- (2) 基本的施策として、**農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等**を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、**生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記**。
- (2) 基本的施策として、**効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等**を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、**地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記**。
- (2) 基本的施策として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等**を規定。

施行期日

公布の日

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①



改正前	改正後
<p>（食料の安定供給の確保） 第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに<u>かんがみ</u>、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（食料安全保障の確保） 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに<u>鑑み</u>、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。</p> <p>5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。</p> <p>6 （略）</p>

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②



改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(食品産業の健全な発展) 第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(食料の円滑な入手の確保) 第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、<u>地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(食品産業の健全な発展) 第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の<u>食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(農産物の価格の形成と経営の安定) 第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、<u>農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>(食料の持続的な供給に要する費用の考慮) 第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、<u>食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(農産物の価格の形成と経営の安定) 第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、<u>第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</u></p>

適正な価格形成に関する協議会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する協議会を開催。
- 協議会の下には、**飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜**のワーキンググループを設置し、**具体的に議論**。

<構成員>

【生産者】

全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長

【製造業者】

食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事

【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事

【小売業者】

日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事

【外食・中食業者】

日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長

【消費者】

日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長

【学識経験者】

九州大学	福田 晋	名誉教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

<開催実績>

月日	会合
令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会
10月20日 30日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会
11月 5日 6日	第1回 米ワーキンググループ 第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日 7日	第2回 米ワーキンググループ 第2回 野菜ワーキンググループ
3月21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月15日 16日	第3回 米ワーキンググループ 第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月 6日	第3回 野菜ワーキンググループ
6月 18日	第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ 第4回 野菜ワーキンググループ

食料システムを通じた食料の持続的な供給①

【直面する課題】

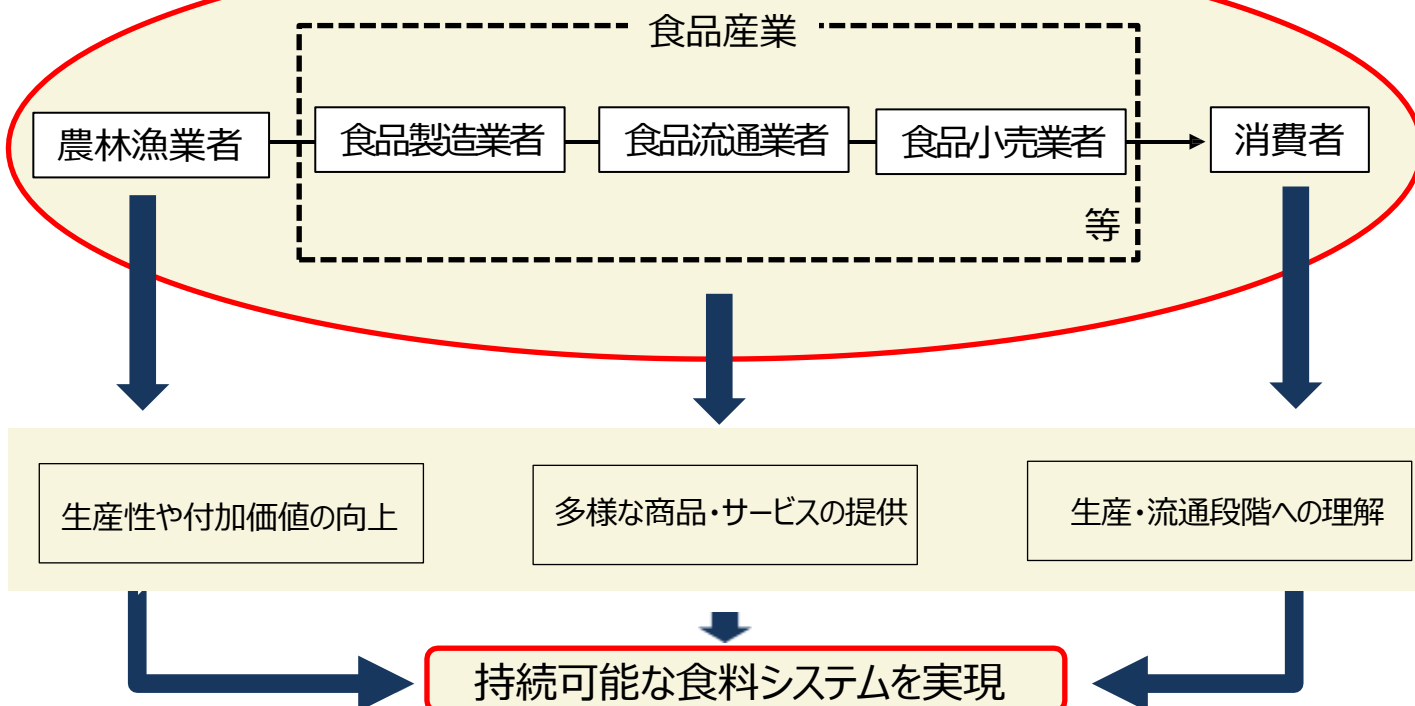
原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するために、協調することが必要。



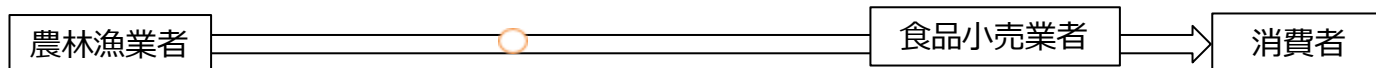
食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 食品の合理的な費用を考慮した価格形成のためには、

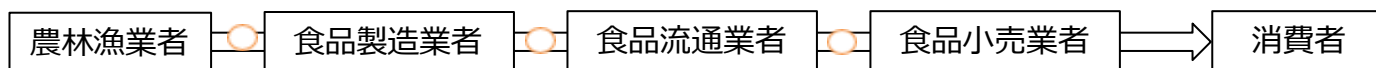
①コストの把握・明確化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

《食品をめぐる様々な取引》

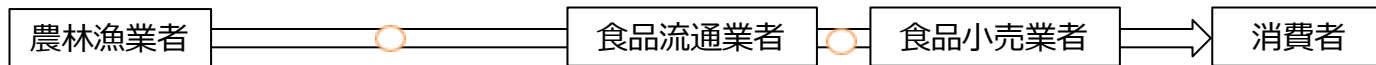
○「生鮮品」として
「食品小売業者」と取引



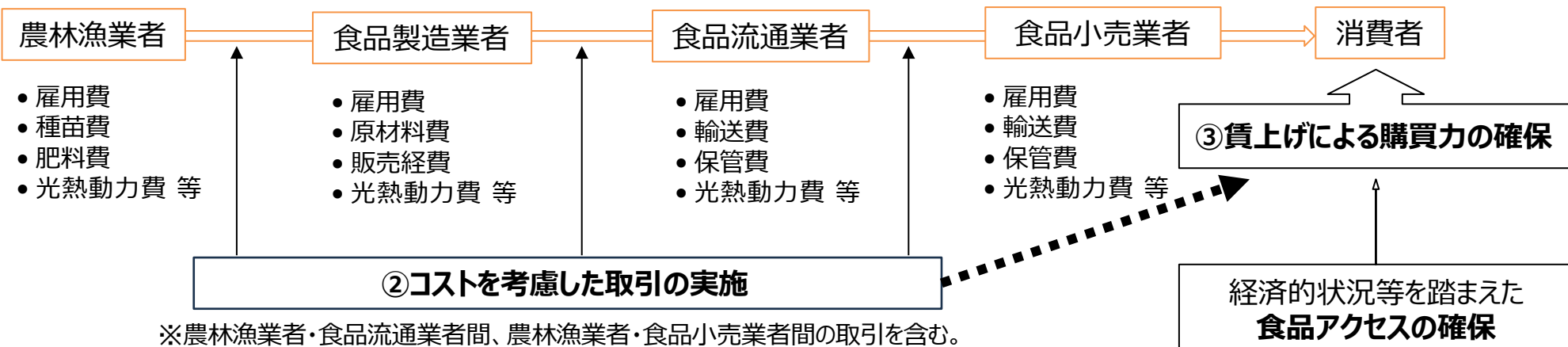
○「加工原材料」として
「食品製造業者」と取引



○自ら一次加工等したものを
「食品流通業者」等と取引

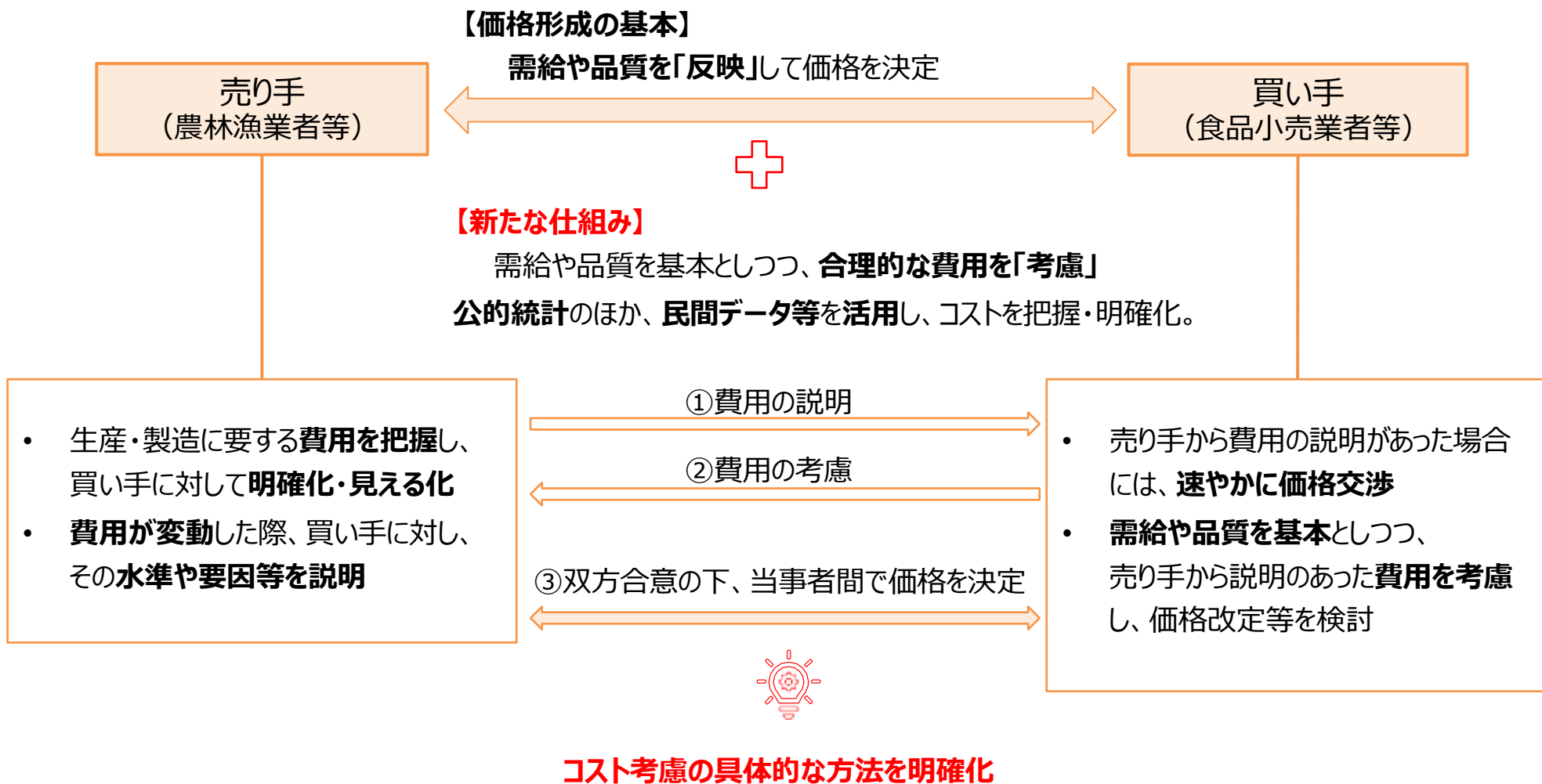


① サプライチェーン全体でのコストの把握・明確化



コストを考慮した食品の取引の実施（考え方）

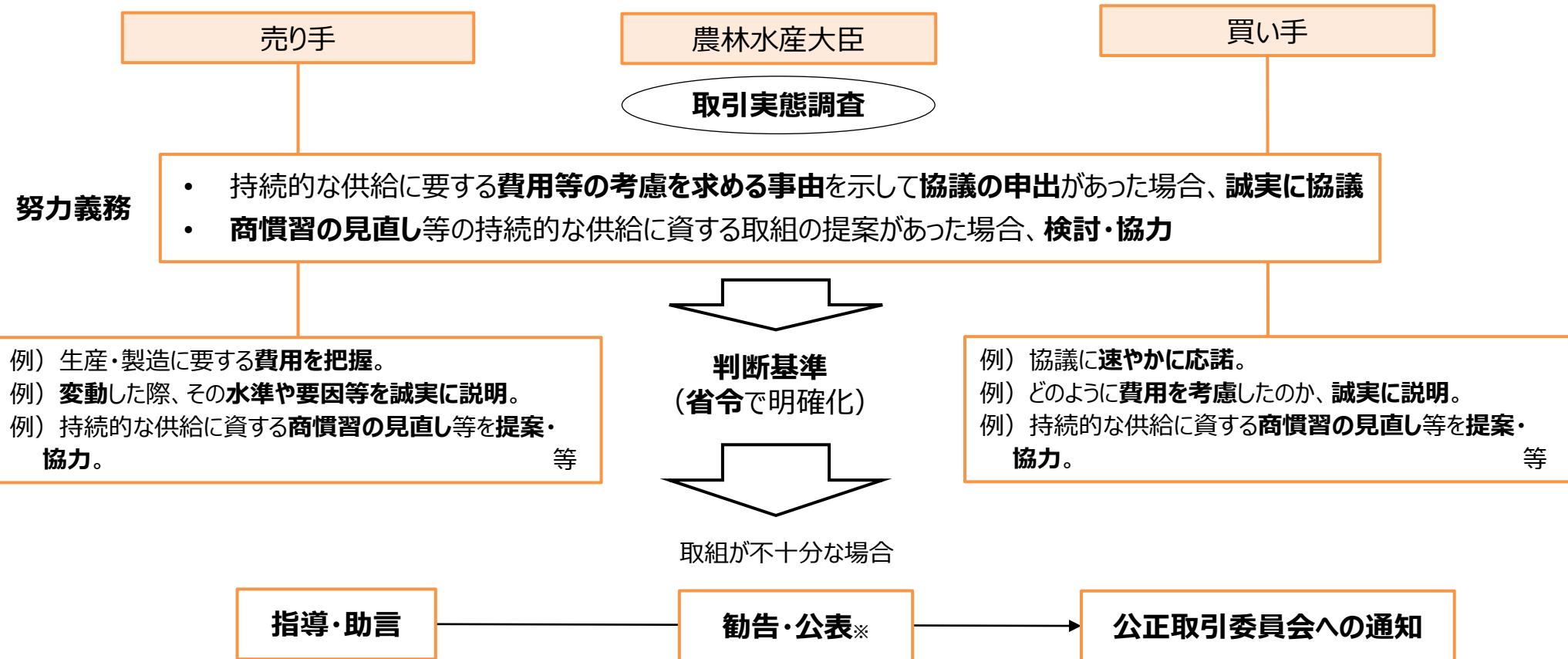
- 売り手は**コストを把握**し、買い手に**説明**。買い手は説明を受けた**コストを考慮**。その上で、最終的な**取引価格は当事者間で決定**。
- コストに関する説明が十分理解されるよう、**コスト考慮の具体的な方法を明確化**。



規制的措置（全体像）

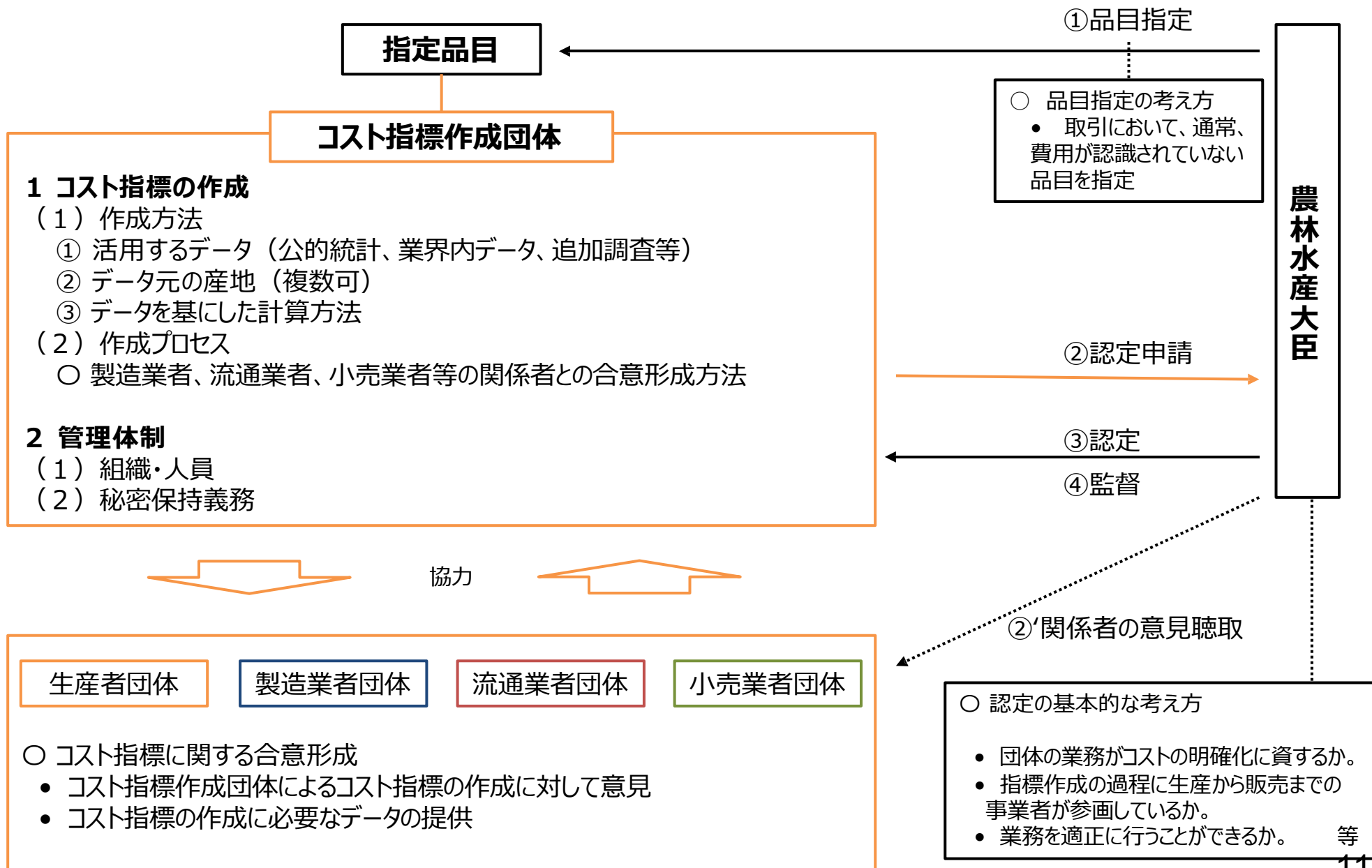
- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求め**る事由を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制的措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。 10

品目の指定／コスト指標の作成



規制的措置の流れ



- **食料全般**に関して、**実態調査**を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、**規制的措置**を実施。

《取引実態調査》

- **食料全般**に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》 ～規制的措置として導入～

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求め**る事由を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**。
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**。

《判断基準》

売り手

買い手

～詳細は省令で規定～

《指導・助言》

- **適確な実施を確保**するため必要な場合、当該食料関係事業者を対象に**指導・助言**を実施。

《報告・立入検査》

- 勧告に必要な場合、**報告**を求め、**立入検査**を行い、**実態**を詳細に把握。

《勧告・公表》

- **実施状況が不十分**な場合、**実態の改善**を勧告。勧告に従わない場合、**事業者名**、**勧告した旨**を**公表**。

注) 報告・立入検査、勧告・公表は指定品目を対象に実施

《公正取引委員会への通知》

- **不公正な取引方法に該当する事実**があると考えるときには、公正取引委員会に通知。

《参考》 不十分な取組のイメージ

○ 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方的な決定】

- 合理的な消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方的に求めることが常態化**している。



【商慣習の改善に対する一方的な非協力】

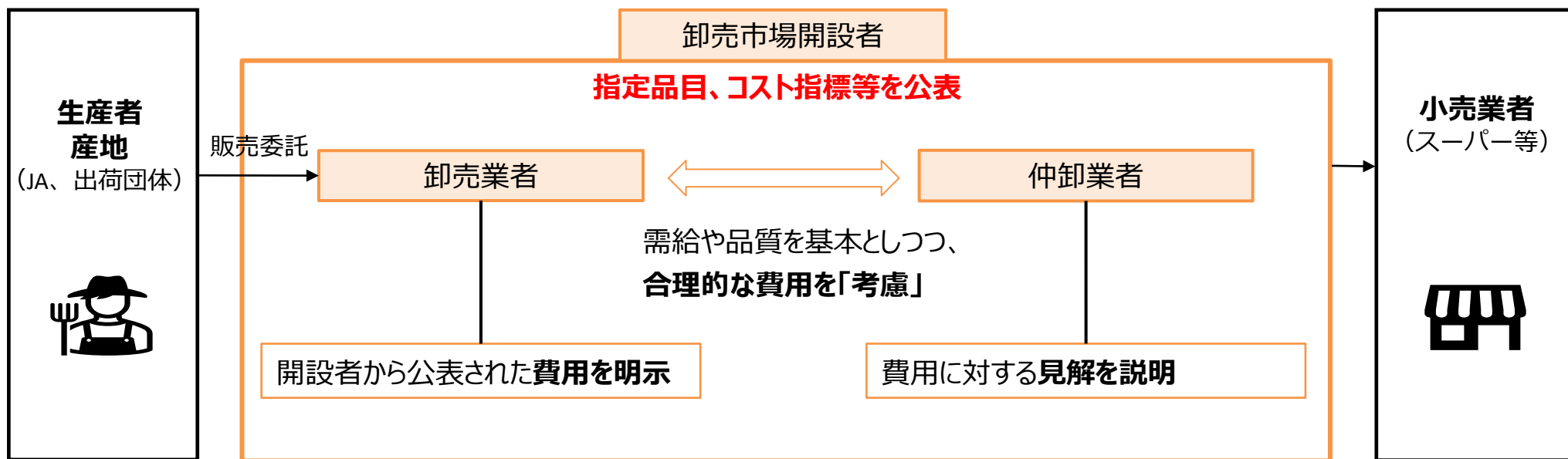
- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方的に協力しない**。



市場取引での対応

- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

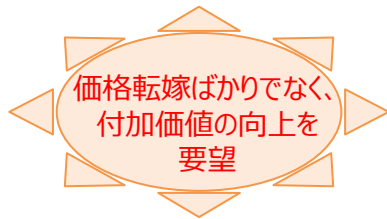
○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**食品産業の持続的な発展**を**一体**の取組として併せて検討。



合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

食品産業の持続的な発展

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ② 流通の合理化
 - ③ 環境負荷低減等の促進
 - ④ 消費者の選択への寄与
- ※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

合理的な費用を考慮した価格形成を実現

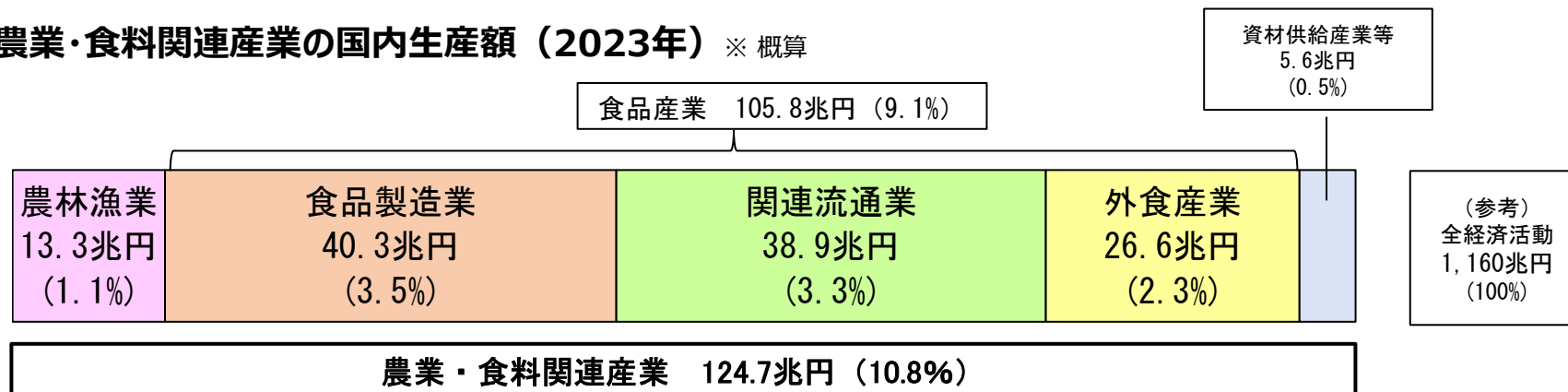
食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

国内産業における農業・食品関連産業の位置付け

○ 2023年における農業・食料関連産業の国内生産額は124.7兆円。全経済活動の国内生産額の10.8%を占める。

○ 農業・食料関連産業の国内生産額（2023年） ※ 概算



○ 農林漁業、食品産業の市場規模比較（国内生産額ベース、2023年）

	国内生産額 (億円)	就業者数 (万人)
電子部品・デバイス	156,402	63
金属製品	142,439	105
農林漁業	132,949	168
パルプ・紙・紙加工品	89,410	23
窯業・土石製品	74,723	29

	国内生産額 (億円)	就業者数 (万人)
製造業	3,745,258	1,054
卸売・小売業	1,327,348	1,005
食品産業	1,057,792	791
不動産業	810,243	117
専門・科学技術、業務支援サービス業	758,825	290

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」

注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。

2：国内生産額の割合（%）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。

3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。

4：食品産業の就業者数は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の合計であり、飲食品に係る卸売業及び運輸業の就業者数は統計上把握できないため含めていない。

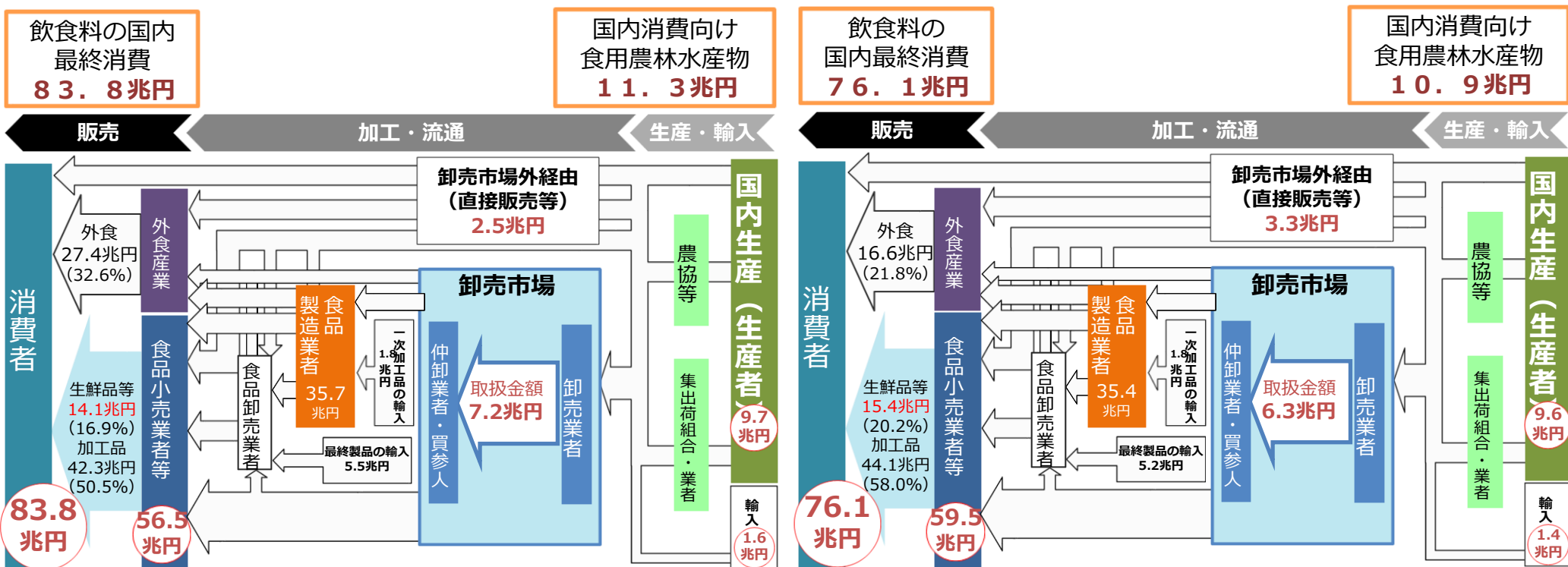
5：専門・科学技術、業務支援サービス業の就業者数は、物品賃貸業と学術研究、専門・技術サービス業の合計である。

産業連関表から見る我が国の食料品流通構造

- 日本の食料品流通は、集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能を有する**卸売市場が食品流通の核として機能**している。
- 他方、食料品流通の統合・全国化が進む一方で、小規模生産者や、有機農産物など多様な消費者ニーズに対応するための流通経路として、ファーマーズマーケットや生鮮食料品分野でのインターネット通販など、多様な販売チャネルの構築に向けた動きも進展し、**食品小売の事業規模が拡大**する一方で**卸売市場を介した取引が縮小**。
- 令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症により、休校や外出自粛、インバウンド需要減少等により、**外食を始めとした食料消費全体が減少**した一方、**家庭内消費が増加**。

【2015 (平成27) 年】

【2020 (令和2) 年】

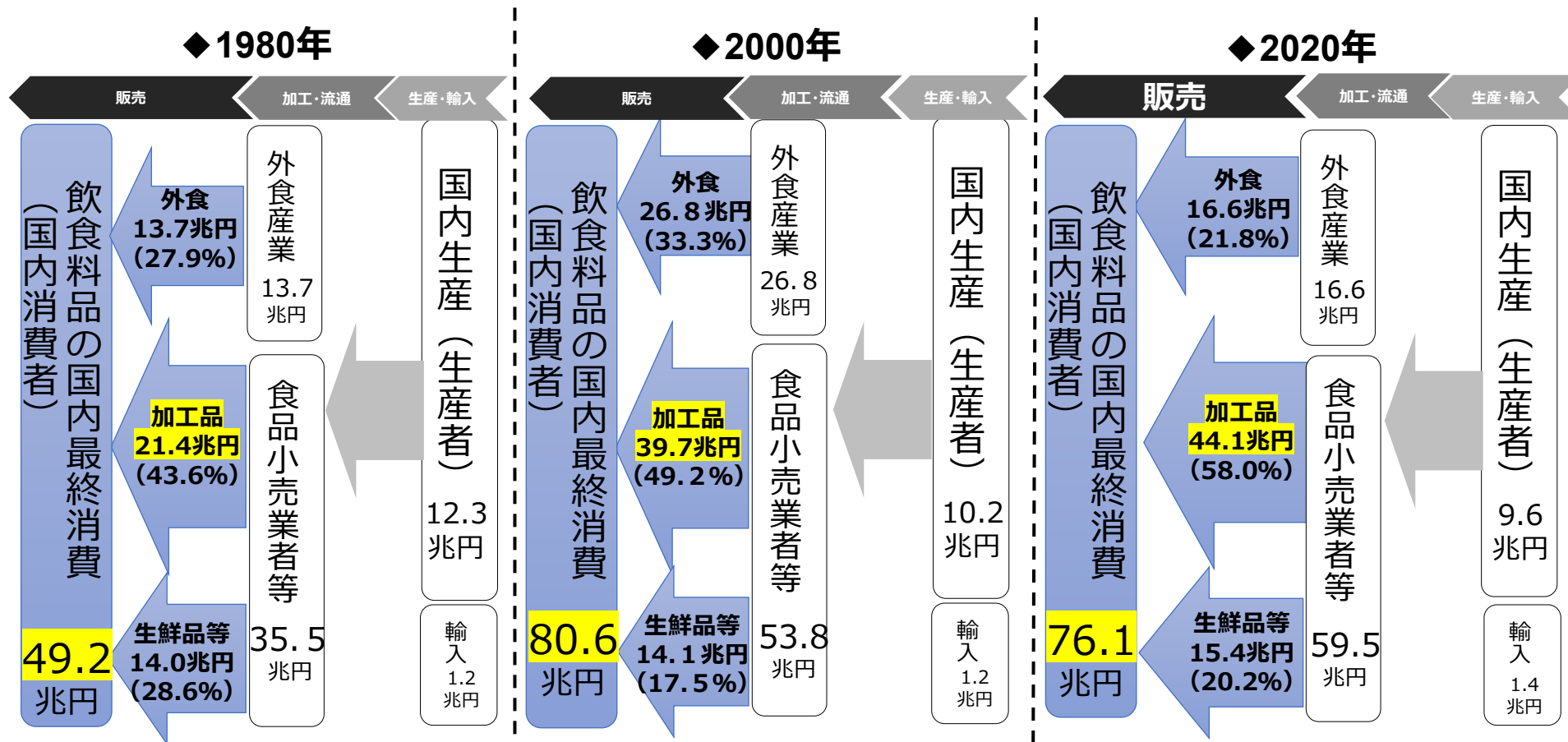


出典：農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」「卸売市場データ集」等を基に試算

注：本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

食料システムの全体像の推移

- 外食・加工品の最終消費額が上昇。調理の簡便化志向に合わせた加工需要が増大。**加工の生産性向上が重要。**
- 生鮮品等の消費額は横ばい。**流通効率化と、1次加工等への対応が重要。**



出典：農林水産省「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」等を基に試算。
 本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

食品産業の持続的な発展に向けた新たな計画制度

○ 持続的な食料システムの確立に向けて、コストを考慮した価格形成の法制化と併せて、次の施策を法制化。

- ① **基本方針を策定。**
- ② 基本方針に即し、**食品事業者等が計画を策定し、これに基づき農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を実施。**
- ③ 国等は、こうした取組に対し、**金融支援・税制特例等を総合的に措置。**

食品事業者、農林漁業者等

1 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画

- (1) **農林漁業者との安定的な取引関係の確立**
 - 農林漁業者との連携強化を図る取組を促進
- (2) **流通の合理化**
 - 流通経費の削減や付加価値の向上等の取組を推進
- (3) **環境負荷低減の促進**
 - 環境負荷低減の取組を促進
- (4) **消費者の選択への寄与**
 - 消費者による持続的な供給に資する物の選択を推進

注) (1) ~ (4) には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

都道府県等

2 関係者によるプラットフォームを構築し、連携を促進する計画

- 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築

支援

農
林
水
産
大
臣

基
本
方
針

農
林
水
産
大
臣

認
定

国等

- 日本政策金融公庫による**長期低利融資**
- 租税特別措置による**税制特例**
- その他の支援措置

計画上の取組と各支援・特例措置の関係一覧



			日本政策金融 公庫による 長期低利融資	租税特別措置による税制特例			その他の主な支援措置	
				中小企業経 営強化税制	カーボンニュートラ ル投資促進税制	事業再編に係る 登記の税率軽減	機構の 債務保証	公的研究機関の 施設等の供用
持続的な食料システムの確立に向けた取組の促進	(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立	技術の開発・利用の推進 事業再編	○	○	—	○	○	○
	(2) 流通の合理化		○	○	—	○	○	○
	(3) 環境負荷低減の促進		○	○	○	○	○	○
	(4) 消費者の選択への寄与		○	○	—	○	○	○
関係者によるプラットフォームの構築・連携の促進			—	—	—	—	○	—

支援・特例措置一覧

			支援・特例の対象となる取組	支援・特例措置内容
公庫 融資	食品供給 持続性向上資金 (仮称)	食農連携 型施設 (仮称)	農林漁業者との連携を強化しつつ、国産農林水産物の利用促進を図る 設備投資等	貸付利率 (12月18日時点) : 1.55% (償還期間20年の場合) 貸付限度額 (融資率) : 負担額の80% 償還期限 : 25年以内 (10年超に限る) 据置期間 : 3年以内
		食品産業 持続性向上型施設 (仮称)	国産農林水産物の利用促進を図る 設備投資等	貸付利率 (12月18日時点) : 2.05% (償還期間20年の場合) 貸付限度額 (融資率) : 負担額の80% 償還期限 : 25年以内 (10年超に限る) 据置期間 : 3年以内
税制 特例	中小企業経営強化税制		経営力の向上に著しく資する 設備投資	機械装置等 : 税額控除 (7~10%) or 即時償却
			売上高100億円超を目指す企業による経営規模の拡大に著しく資する 設備投資	機械装置等 : 税額控除 (7~10%) or 即時償却 建物及びその付属設備 : 税額控除 (1~2%) or 特別償却 (15~25%)
	カーボンニュートラル投資 促進税制	脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資	税額控除 (5~14%) or 特別償却 (50%)	
	事業再編に係る登記の 税率軽減	合併や会社分割、出資の受入れ等の事業再編	登録免許税の特例 (0.1~2.3%)	
その他の 主な支 援措置	機構の債務保証	民間金融機関からの資金調達	債務保証 (保証割合 : 90%)	
	公的研究機関の施設等 の供用	食品等事業者等による研究開発	公的研究機関が保有する研究施設や設備等の供用 ※食品等事業者と連携する関連事業者も利用可。	

《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例①

(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

農業者と食品製造業者の連携

- 食品製造業者は、国産原材料への切替を図るため、**自社農業法人を設立**するとともに、**地域のJAを經由して農業者と契約取引**を拡大。
- 国産サツマイモの調達増加に対応するため、**生産地の近くに1次加工施設、冷蔵・冷凍施設等を整備**。



(2) 流通の合理化

ドライセンターの新設

- 食品小売業者は、物流費の上昇を踏まえ、**集配送を内製化**するため、既存の物流センターの隣地に**ドライセンター（常温）**を新設。
 - ・ 併せて、ドライセンター内の**ピッキング業務を効率化**するため、商品棚のピッキングする商品**をプロジェクター投影**で示す「**プロジェクションピッキングシステム**」を導入。**一層生産性を向上**。



《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例②

(3) 環境負荷低減の促進

温室効果ガス・食品ロスの削減

- 食品製造業者の製造工場では、**熱源の多くが化石燃料**の燃焼によるもの。
 - ・ 温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減という目標の実現に向け、**非化石エネルギーの導入拡大**が課題。
- このため、製造工場内の**フライヤーをガス式からIH式に変更**するとともに、**酸化防止装置を導入**。
 - ・ **温室効果ガスの排出を削減**するとともに、揚げ油の劣化を抑制し、**油の使用量を削減**。



(4) 消費者の選択への支援

サステナビリティに配慮した製品の情報表示

- 食品小売業者では、農林漁業等の情報等を分かりやすく消費者に伝達し、消費者の選択につなげるため、**売場、ショッピングカート等にディスプレイ、電子ポップを設置**。
- これにより、**環境に配慮した食品等の生産者の取組や産地の情報**、食品を利用したレシピ等を動画を通じて分かりやすく**消費者にPR**。





○ 関係者によるプラットフォームの構築と新たな食ビジネスの創出に向けた連携の促進

関係者によるプラットフォームの構築

- 岐阜県、NPO法人、研究機関、金融機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成。

【プラットフォームにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（一社）食農連携推進機構

支援機関：

- 【地方公共団体】岐阜県
- 【金融機関】(株)十六銀行、(株)OKB総研
- 【研究機関】岐阜県食品科学研究所
- 【関係機関】ぎふアグリチャレンジ支援センター 等

参画事業者：

- 【生産者】(株)寺田農園、阿部農園、まんま農場、(株)クリエイティブファーマーズ
- 【食品加工業者】(株)恵那川上屋、(株)秋田屋本店
- 【流通・小売業者】(株)パローHD
- 【NPO】NPO法人こどもトリニティネット 等

【支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容】

- ① マーケティングリサーチ費用や実際の商品開発費用、機能性の分析に必要な研究開発費用等の補助等による支援 【岐阜県】
- ② 商品開発や機能性分析について支援 【研究機関】
- ③ 地域の実情やローカルフードビジネスに関する研修を実施 【一般社団法人】

等

支援・
創出



新たな食ビジネスの創出

- 子育て世代の食のニーズに応えるため、安心・安全な県内農産物を使った幼児食商品を、プラットフォームの支援のもと開発。
- 地域の子育て世代を応援する企業にも販路を拡大。



県産の素材を使った商品「GIFUTOシリーズ」を展開。

食料システム法の概要 (食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

- 題名
「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

- 目的
食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

- (1) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成。
 - ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
 - ② 流通合理化事業活動 (流通の効率化、付加価値向上等)
 - ③ 環境負荷低減事業活動 (温室効果ガスの排出量の削減等)
 - ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。
- (2) 農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施。
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例

2 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施。
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 持続的な供給に資する取組 (商慣習の見直し等) の提案があった場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範 (判断基準) を策定。
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施。
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

米（北海道・東北産その1）のコスト調査結果

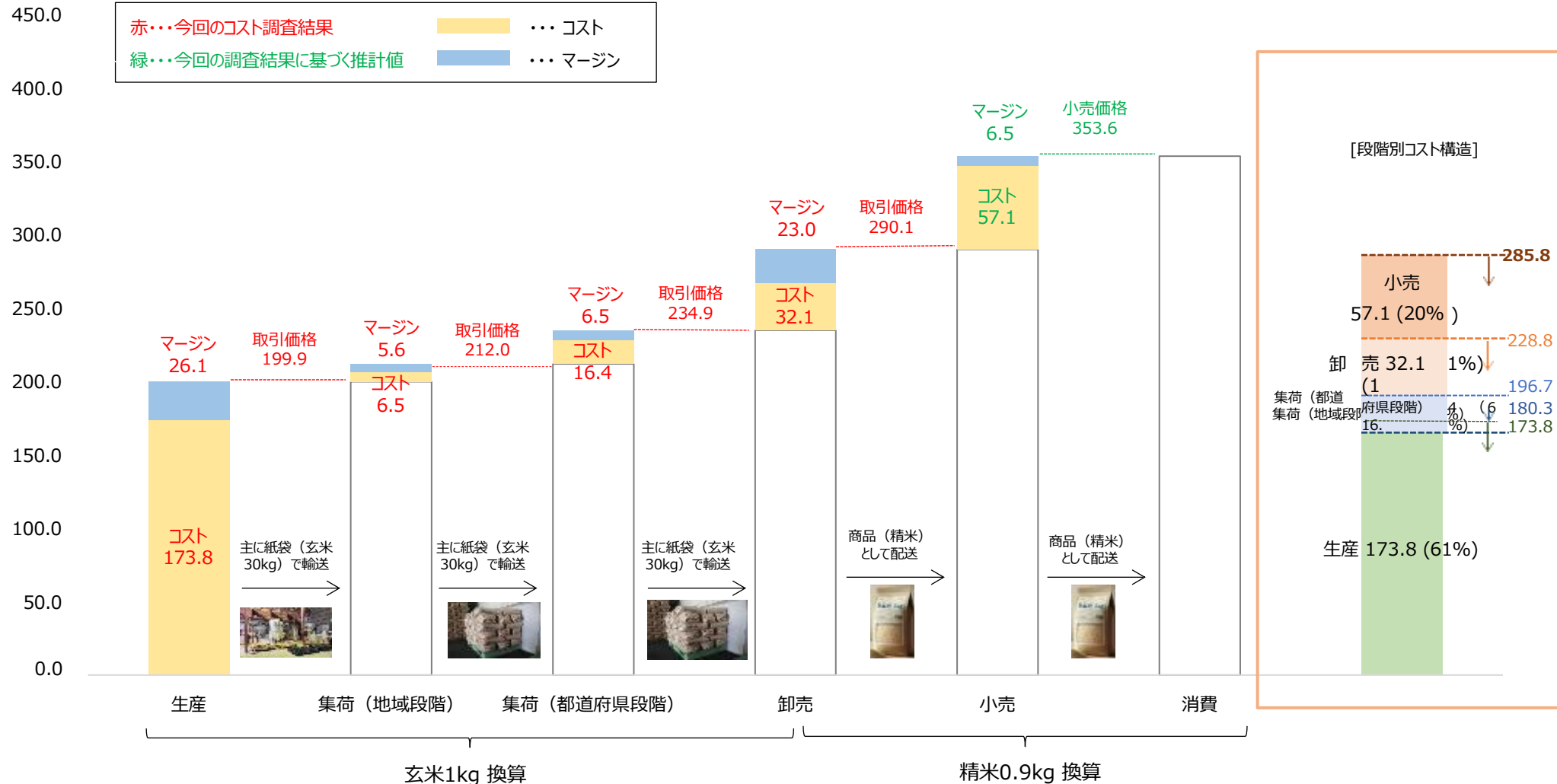


【調査の概要】

北海道・東北の産地で令和4年産として生産・集荷され、米卸を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

(円/玄米1kg)

赤・・・今回のコスト調査結果
 緑・・・今回の調査結果に基づく推計値
 ●・・・コスト
 ●・・・マージン

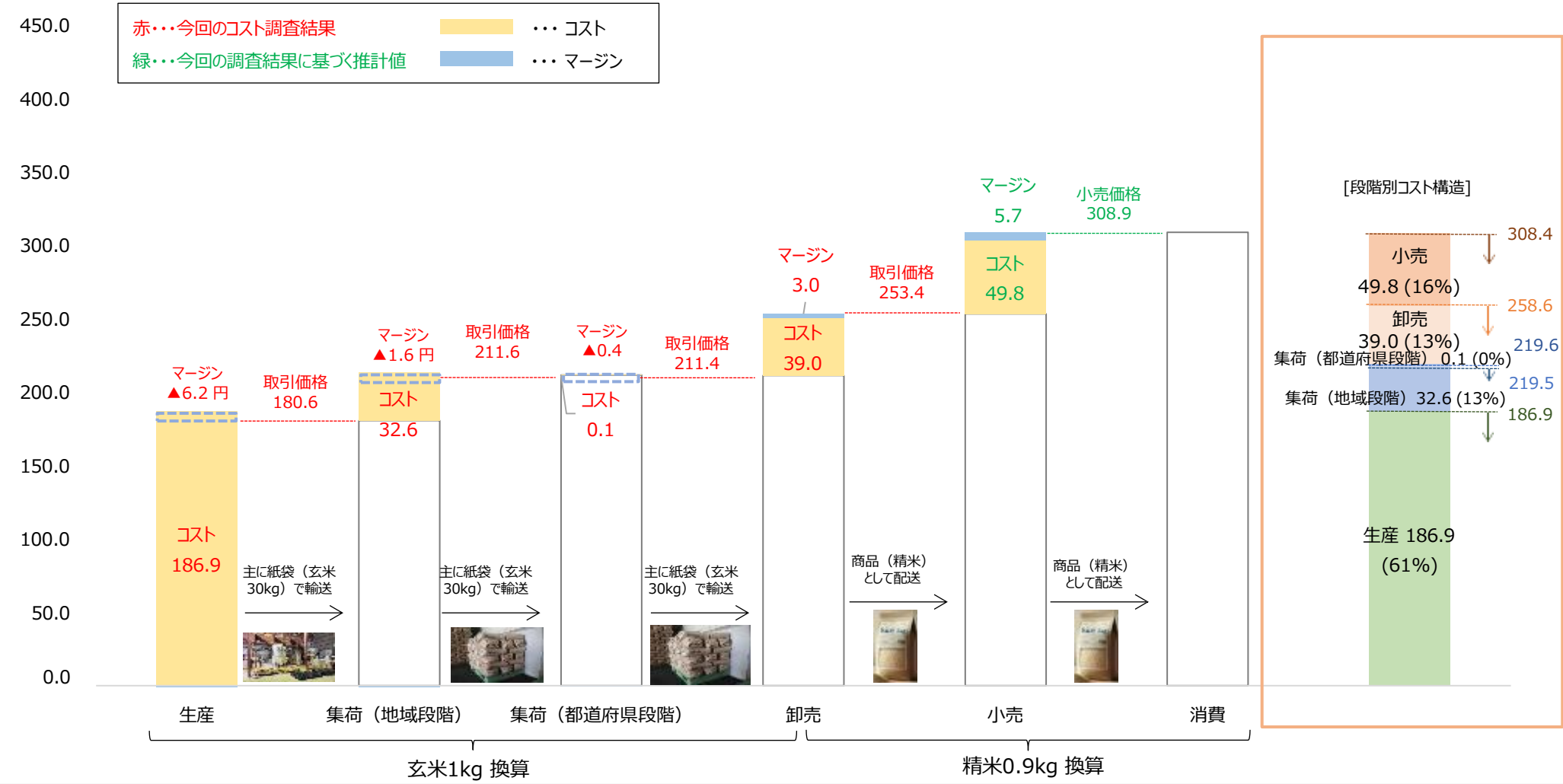


注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するものコスト構造を事例的に調査。
 注2：生産段階は令和4年産米の生産費統計の北海道・東北管内の生産費のうち費用合計、支払利子、支払地代から算出。集荷（地域段階）は北海道・東北管内のJA、集荷（都道府県段階）は系統都道府県組織を対象としたアンケート調査、卸売段階は首都圏を商圏とする複数の米卸を対象としたアンケート調査、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。
 注3：：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

米（北海道・東北産その2）のコスト調査結果



【調査の概要】
 北海道・東北の産地で令和4年産として生産・集荷され、米卸を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

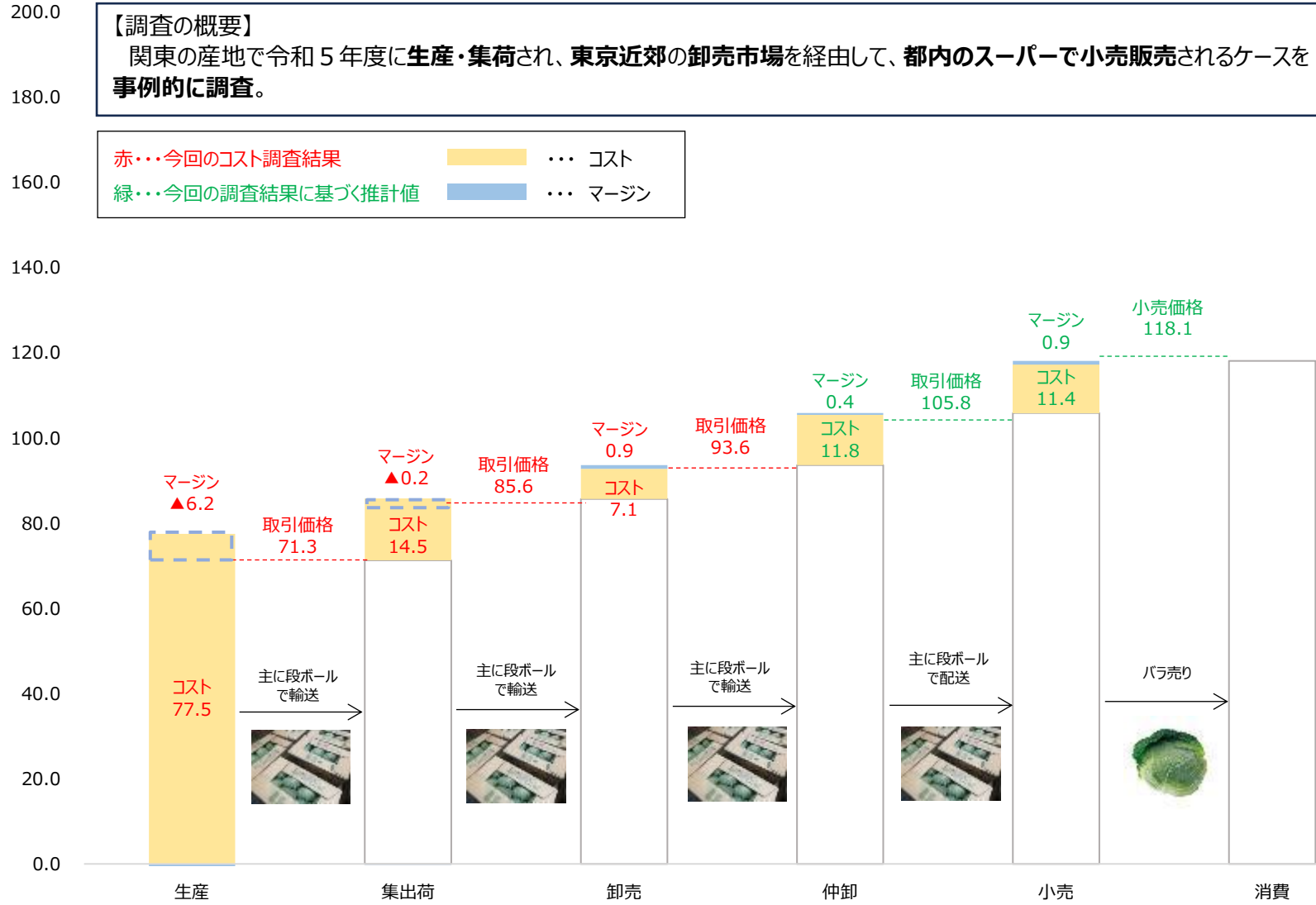


注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するものコスト構造を事例的に調査。
 注2：生産段階は令和4年産米の生産費統計の北海道・東北管内の生産費のうち費用合計、支払利子、支払地代から算出。集荷（地域段階）は北海道・東北管内のJA、集荷（都道府県段階）は系統都道府県組織を対象としたアンケート調査、卸売段階は首都圏を商圏とする複数の米卸を対象としたアンケート調査、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。
 注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

キャベツ（春作・関東産）のコスト調査結果

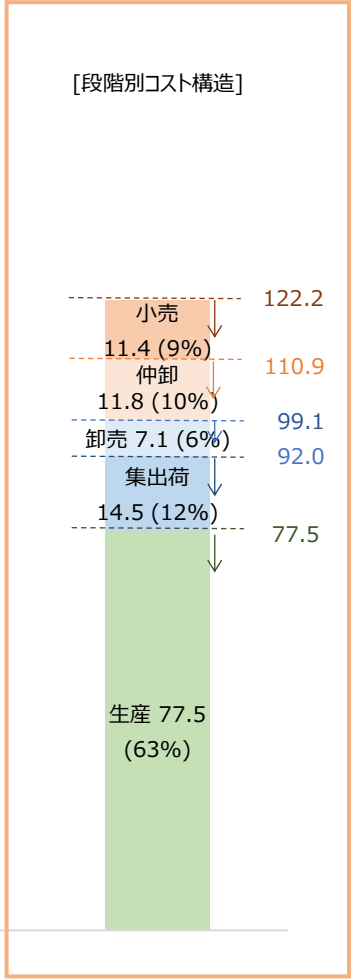


(円/1kg)



【調査の概要】
 関東の産地で令和5年度に生産・集荷され、東京近郊の卸売市場を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

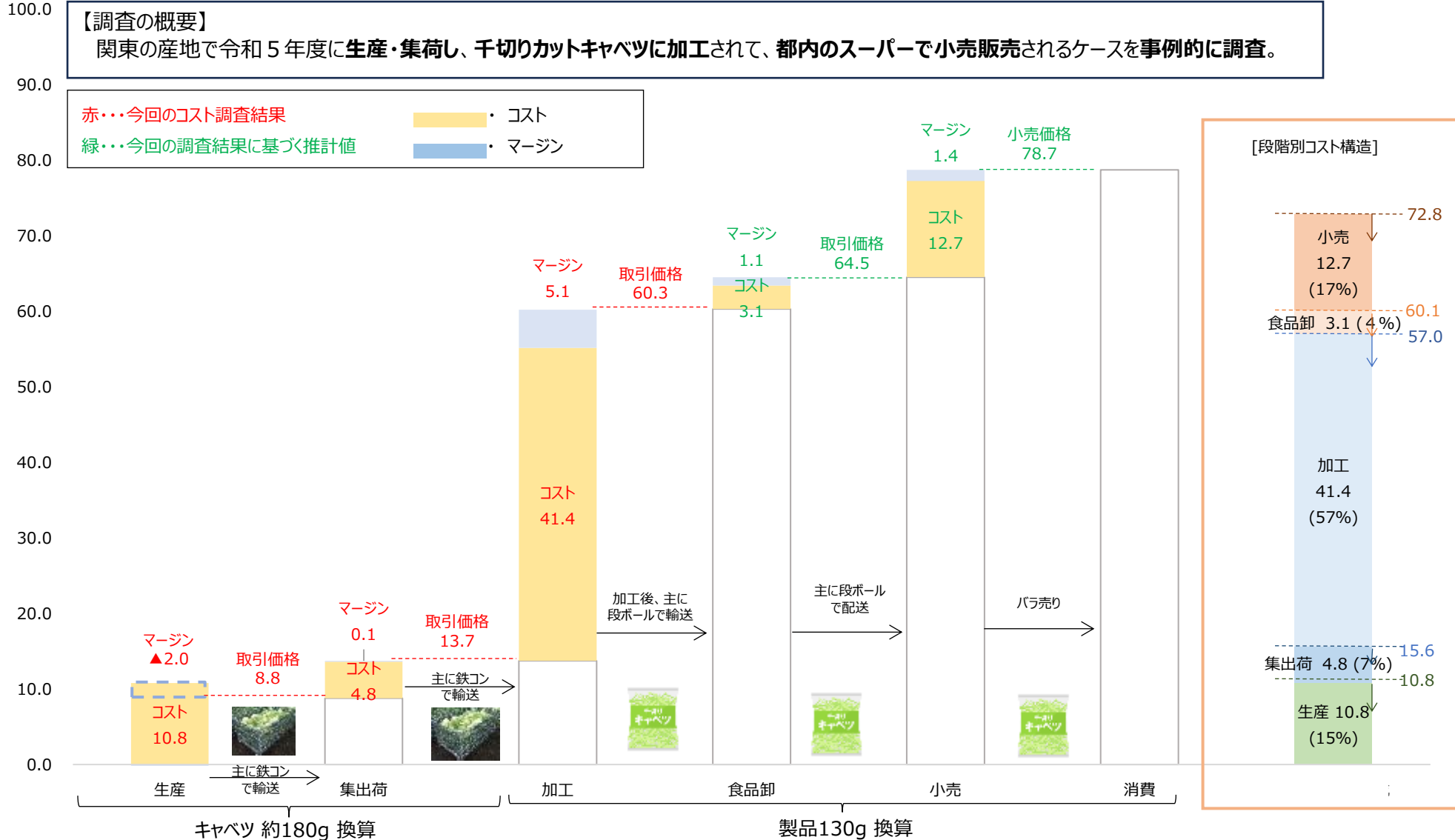
赤・・・今回のコスト調査結果 ... コスト
 緑・・・今回の調査結果に基づく推計値 ... マージン



注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。
 注2：生産段階・集出荷段階は関東管内のJAを対象としたアンケート調査。卸売段階は開設者（東京都及び横浜市）HPの市場統計情報を活用するとともに、首都圏の卸売市場を対象にアンケート調査。仲卸段階及び小売段階は、取引価格に仲卸及び小売の粗利額・コストの内訳から推計。仲卸のコストとマージンは「仲卸業者の経営状況2022」を基に、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。
 注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

キャベツ（関東産・加工用）のコスト調査結果

(円/1袋(130g))



注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。

注2：生産段階・集出荷段階は関東管内のJAを対象としたアンケート調査。加工段階は特定のメーカーを対象にしたアンケート調査。食品卸段階は、首都圏を商圏とする食品卸事業者のIR情報から低温食品のコスト・マージンを推計、小売段階は、小売段階は都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にコスト・マージンを推計。

注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

たまねぎ（九州産）のコスト調査結果

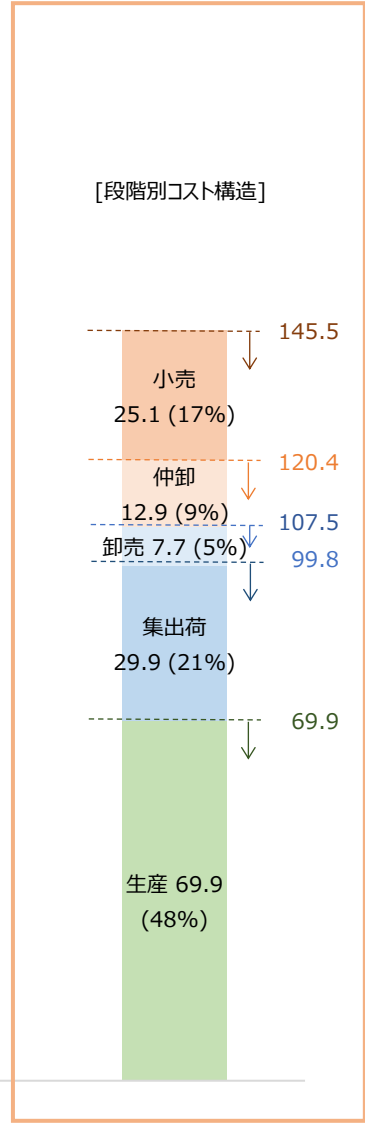
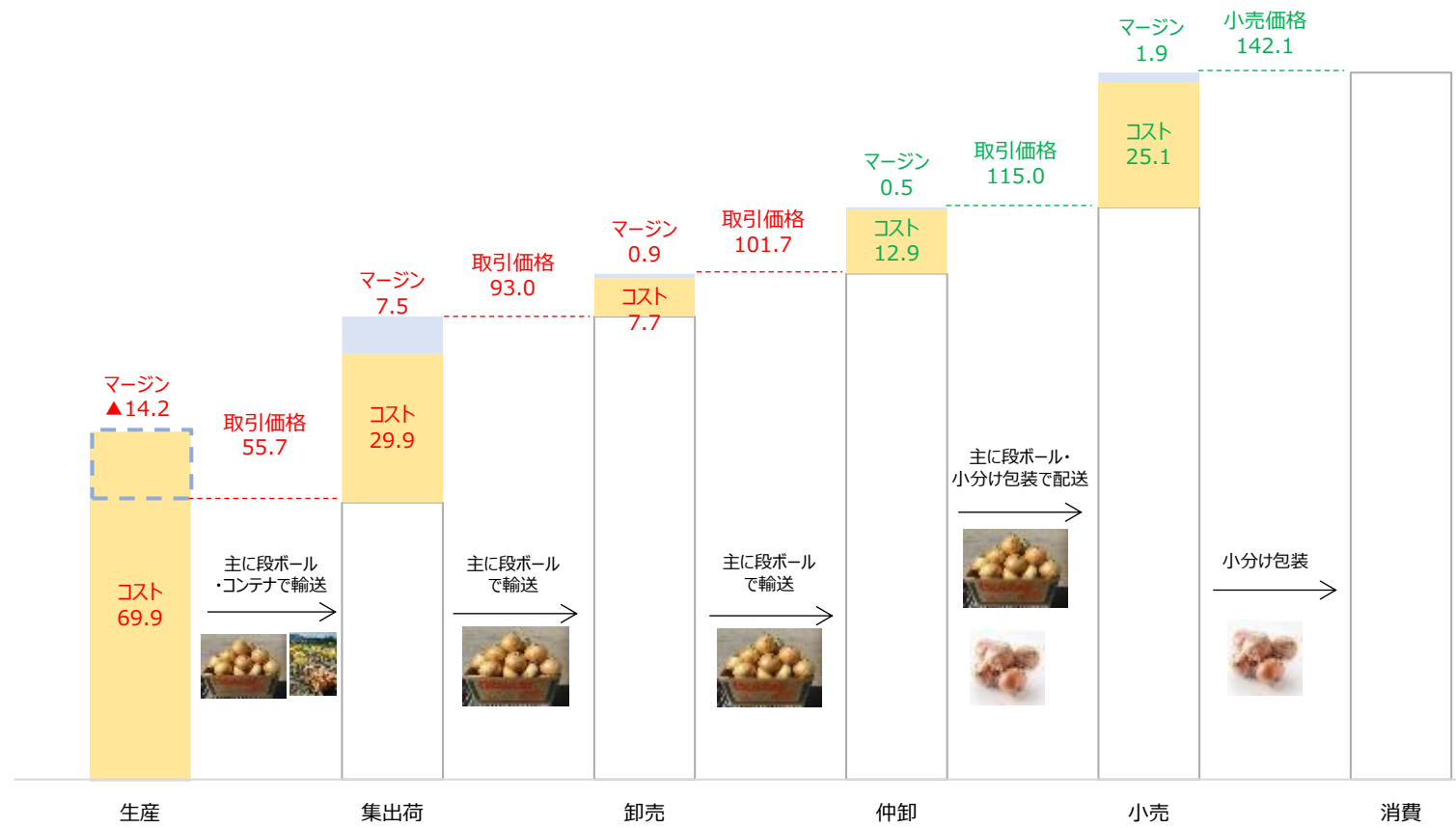


(円/1kg)
200.0

【調査の概要】
九州の産地で令和5年度に**生産・集荷**され、**東京近郊の卸売市場**を経由して、**都内のスーパー**で**小売販売**されるケースを事例的に調査。

赤・・・今回のコスト調査結果 ・・・ コスト
緑・・・今回の調査結果に基づく推計値 ・・・ マージン

180.0
160.0
140.0
120.0
100.0
80.0
60.0
40.0
20.0
0.0



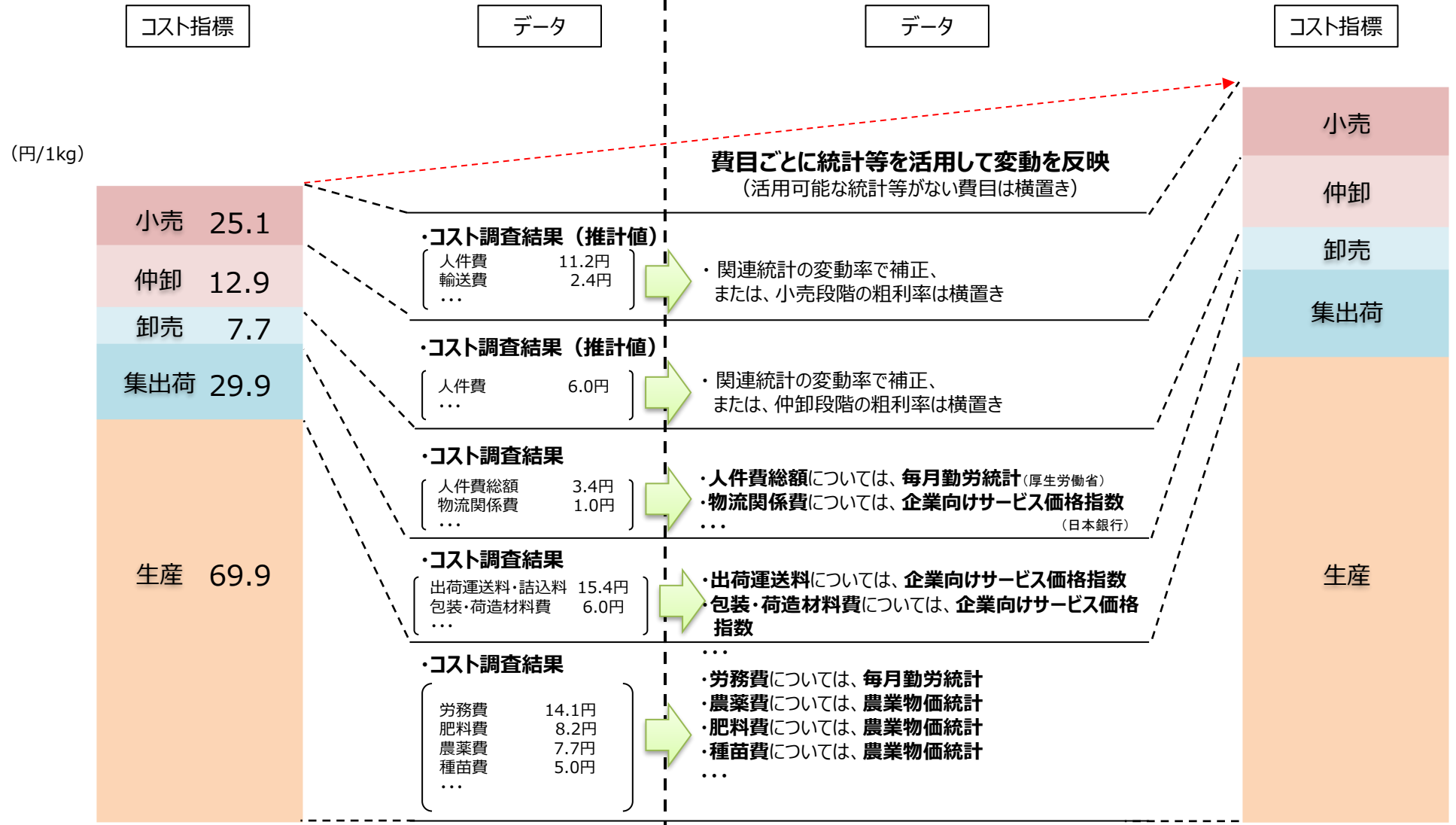
注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。
 注2：生産段階・集出荷段階は九州管内のJAを対象としたアンケート調査。卸売段階は開設者（東京都及び横浜市）HPの市場統計情報を活用するとともに、首都圏の卸売市場を対象にアンケート調査。仲卸段階及び小売段階は、取引価格に仲卸及び小売の粗利額・コストの内訳から推計。仲卸のコストとマージンは「仲卸業者の経営状況2022」を基に、小売のコストとマージンは都内を商圈とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。
 注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。



たまねぎにおけるコスト指標のイメージ

【基準年】
(例：令和5年度)

【直近年（月）】
(令和〇年産)



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。



直近のコスト指標のイメージ（試算）

○ 国が実施したコスト構造の実態調査の結果に、前回WGで示したコスト指標のイメージに基づき、関連する企業物価統計や毎月勤労統計統計等の各種物価統計を各費目に乗じることによって、直近（令和7年4月時点）のコスト指標のイメージを試算。

たまねぎ

コスト構造の実態調査における段階別コスト構造
(令和5年度)

直近値
(令和7年4月)

(円/1kg)

145.5

小売 25.1
仲卸 12.9
卸売 7.7
集出荷 29.9

生産 69.9

国のコスト構造の実態調査の結果に、
関連する直近の物価統計等を反映

150.8

小売 26.1
仲卸 13.3
卸売 7.9
集出荷 31.1

生産 72.4

ばれいしょ

コスト構造の実態調査における段階別コスト構造
(令和5年度)

直近値
(令和7年4月)

(円/1kg)

210.4

小売 38.9
仲卸 20.1
卸売 12.1
集出荷 40.8

生産 98.5

国のコスト構造の実態調査の結果に、
関連する直近の物価統計等を反映

217.9

小売 40.4
仲卸 20.9
卸売 12.4
集出荷 42.0

生産 102.3

キャベツ

コスト構造の実態調査における段階別コスト構造
(令和5年度)

直近値
(令和7年4月)

(円/130g)

73.0

小売 12.8
食品卸 3.1

加工 41.4

集出荷 4.8
生産 10.8

国のコスト構造の実態調査の結果に、
関連する直近の物価統計等を反映

76.4

小売 13.4
食品卸 3.2

加工 43.5

集出荷 5.1
生産 11.2



コスト指標のイメージ (試算：たまねぎ)

費目	基準値 (R5年産)	構成比率	推計値					統計名等	関連指標	
			令和6年 6月	令和6年 12月	令和6年 平均	直近値 (令和7年4 月)	変化率 (R7.4/R5)			
生産	種苗費	5.0	3%	5.0	5.0	5.0	5.0	0%	農業物価統計	種苗及び苗木 たまねぎ種子
	肥料費	8.2	6%	7.6	7.7	7.6	7.7	-5%	農業物価統計	肥料 総合
	農薬費	7.7	5%	7.9	7.9	7.9	8.0	4%	農業物価統計	農業薬剤 総合
	諸材料費	2.3	2%	2.4	2.4	2.4	2.4	7%	農業物価統計	諸材料 総合
	減価償却費	14.7	10%	15.1	15.4	15.2	15.8	7%	農業物価統計	農機具 大農具
	小農具費	0.3	0%	0.3	0.3	0.3	0.4	5%	農業物価統計	農機具 小農具
	動力光熱費	2.8	2%	2.9	2.9	2.8	3.0	9%	農業物価統計	光熱動力 総合
	修繕費	4.1	3%	4.3	4.5	4.4	4.6	12%	企業向けサービス価格指数	産業用機械修繕費
	共済掛金 等	5.0	3%	5.0	5.0	5.0	5.0	0%	固定	
	租税公課	3.3	2%	3.3	3.3	3.3	3.3	0%	固定	
	賃料料金	0.0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	5%	農業物価統計	賃借料及び料金 総合
	支払地代	0.5	0%	0.5	0.5	0.5	0.5	0%	固定	
	土地改良費	0.0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0%	固定	
	労務費	14.1	10%	14.7	14.7	14.7	14.7	4%	毎月勤労統計	5人以上 製造業
	生産者負担の包装費	1.0	1%	1.0	1.0	1.0	1.0	4%	農業物価指数	野菜用段ボール
生産者負担の荷造経費	0.7	0%	0.7	0.7	0.7	0.7	4%	毎月勤労統計	5人以上 製造業	
生産者負担の輸送費	0.4	0%	0.4	0.4	0.4	0.4	6%	企業向けサービス価格指数	物輸送 (農林水産・食料工業品)	
合計	69.9	48%	70.8	71.6	71.1	72.4	4%		-	
集荷	選別、包装及び荷造労働費	2.5	2%	2.5	2.5	2.5	2.5	0%	毎月勤労統計	5人以上 複合サービス事業
	包装、荷造材料費	6.0	4%	6.2	6.2	6.2	6.3	4%	農業物価指数	野菜用段ボール
	出荷運送料・積込料	15.4	11%	15.6	15.9	15.7	16.2	6%	企業向けサービス価格指数	物輸送 (農林水産・食料工業品)
	上部団体手数料	0.0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0%	固定	
	卸売市場出荷に係る負担金	0.2	0%	0.2	0.2	0.2	0.2	0%	固定	
	集荷費	0.8	1%	0.9	0.9	0.9	0.9	6%	企業向けサービス価格指数	物輸送 (農林水産・食料工業品)
	予冷費	0.0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	1%	企業物価指数	事業用電力
	保管料	0.3	0%	0.3	0.3	0.3	0.3	5%	企業向けサービス価格指数	倉庫・運輸付帯サービス
	処分費	0.3	0%	0.3	0.3	0.3	0.3	0%	固定	
	販売促進費	0.0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	4%	企業向けサービス価格指数	広告
	減価償却費	1.4	1%	1.4	1.4	1.4	1.4	0%	固定	
	保守修繕費	0.6	0%	0.6	0.7	0.6	0.7	12%	企業向けサービス価格指数	産業用機械修繕費
	水道光熱費	1.2	1%	1.2	1.2	1.1	1.2	3%	企業物価指数	電力・都市ガス・水道
	人件費	1.2	1%	1.2	1.2	1.2	1.2	0%	毎月勤労統計	5人以上 複合サービス事業
	合計	29.9	21%	30.3	30.7	30.3	31.1	4%		-
卸売	完納奨励金	1.0	1%	1.0	1.0	1.0	1.0	0%	固定	
	人件費総額	3.4	2%	3.4	3.4	3.4	3.4	1%	毎月勤労統計	30人以上・卸売業、小売業
	水道光熱費	0.1	0%	0.1	0.1	0.1	0.1	3%	企業物価指数	電力・都市ガス・水道
	賃借料・市場使用料	0.6	0%	0.6	0.6	0.6	0.6	0%	固定	
	物流関係費	0.9	1%	0.9	0.9	0.9	0.9	6%	企業向けサービス価格指数	物輸送 (農林水産・食料工業品)
	その他費用	1.7	1%	1.7	1.7	1.7	1.8	6%	企業向けサービス価格指数	総平均
	合計	7.7	5%	7.8	7.9	7.8	7.9	3%		-
仲卸	人件費	6.0	4%	6.1	6.1	6.1	6.1	1%	毎月勤労統計	30人以上・卸売業、小売業
	その他	6.8	5%	7.0	7.1	7.0	7.2	6%	企業向けサービス価格指数	総平均
	合計	12.9	9%	13.1	13.3	13.1	13.3	4%		-
小売	輸送費	2.4	2%	2.4	2.4	2.4	2.5	6%	企業向けサービス価格指数	物輸送 (農林水産・食料工業品)
	人件費	11.2	8%	11.4	11.4	11.4	11.4	1%	毎月勤労統計	30人以上・卸売業、小売業
	水道光熱費	1.4	1%	1.4	1.4	1.4	1.5	3%	企業物価指数	電力・都市ガス・水道
	その他の経費	10.2	7%	10.4	10.6	10.4	10.7	6%	企業向けサービス価格指数	総平均
	合計	25.1	17%	25.6	25.9	25.6	26.1	4%		-
総合計	145.5	100%	147.7	149.3	147.9	150.8	4%		-	

フェアプライスプロジェクト（合理的な価格形成に向けた消費者の理解醸成）

- 持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を通じて、各段階での合理的な価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。
- コンセプト「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を考える。」

特設サイトの開設

農林水産省HPに「フェアプライスプロジェクト」の特設サイトを開設。



酪農体験学習

親子を対象に、酪農体験を通じて食品の値段を考えるイベントを開催。



食品スーパーを舞台とした動画

生産と消費の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画を発信。



生産者インタビュー動画

生産者等のインタビューを通じて、生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生の声を発信。



アニメ作品とのコラボレーション

アニメ作品『あはれ！名作くん』（Eテレ（2016～2022））とコラボし、親子や若者向けに食品の値上げ等の背景を伝える動画を発信。



行動変容を促す消費者参加型イベント

食品の価格形成について考えるきっかけを提供し、購買行動の変容を促進するため、消費者参加型のイベントを開催。



食品企業向けプロジェクトの立上げ

食料の持続的供給に向けた業界全体の機運を高めるため、食品企業が参画する枠組み「持続可能な食料システムイニシアチブ」を立ち上げ、食品産業の最先端の取組を紹介するシンポジウムを開催。



行動変容を促す消費者参加型イベント 概要

- 農産物・食品の価格形成について考えるきっかけを提供し、購買行動の変容を促進するため、消費者参加型のイベントを開催。

- 食品スーパーを模した会場で、パネル展示等により、消費者が、コストやその背景などの食料供給の現状について学んだ後、実際の商品を手にとって、商品ごとの「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える、学び・体験イベント。

「値段のないスーパーマーケット ～みんなにとって「フェアな値段」を考えよう～」

- ① 2月20～23日 KITTE丸の内 1F（特設会場）
来場 8,155人（うち体験 2,385人）
- ② 3月1～2日 代々木公園（農業イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」内）
来場 1,731人（うち体験 829人）

※ 複数名で来場し体験は1名のみ、といったケースもあったため、来場者数と体験者数は一致しない。



KITTE 特設会場



代々木公園 イベント内会場

値段のない
スーパーマーケット
—みんなにとって「フェアな値段」を考えよう—
いらっしゃいませ!
当店は、値段のないスーパーマーケット。
値段をつけるのは、お店ではなく、「あなた」です。
でも、ひとつだけ、お願いします。
実は今、多くの食品は、
原料費、人件費、エネルギーコスト…あらゆる価格の高騰を受けて、
これまでの値段を維持することが難しくなっています。
そんな今だから、
いつも通りの、お客さんの立場だけではなく、
食品を作る人や、売る人のことも考えて、
値段をつけてほしいのです。
それでは、あらためて、
みんなにとって「フェアな値段」を考える、
値段のないスーパーマーケットによるこそ!

- 複数のTV番組において、本イベントについて報道された（ワールドビジネスサテライト(テレ東)、めざましテレビ、めざまし8(フジ)、news every(日テレ)など）。体験者のインタビュー等とともに、「生産者の視点を忘れてはいけない」、「物の価値について見つめなおせる」と総括されるなど、いずれの番組においても**イベントの趣旨に肯定的**であったと受け止め。

行動変容を促す消費者参加型イベント 体験の流れ

① パネル展示等により、**食料供給の現状**について学ぶ



② 陳列された商品※を手に取り、自ら考えた「みんなにとってフェアな値段」をレジに入力。その値段で購入も可能。

※ 牛乳、豆腐、納豆、たまねぎ、にんじん



③ 自ら考えた値段と 実際の小売価格※の比較結果を、レシートで確認

- ※ ・たまねぎ 155円 (2個450g)
 ・にんじん 232円 (2~3本500g)
 →東京都区部小売価格の直近3か年平均
 総務省「小売物価統計調査(動向編)」より算出
- ・牛乳 320円 (1L)
 ・豆腐 154円 (350g)
 ・納豆 175円 (50g×3個)
 →当該商品の店頭価格(道の駅)



出力されるレシート
 5品目中3品目以上
 「高め」又は「ぴったり」の場合



出力されるレシート
 5品目中3品目以上
 「低め」の場合



消費者が付けた「みんなにとってフェアな値段」

体験者の声

	消費者が付けた 「みんなにとってフェアな値段」		実際の 小売価格※
	購入者 (平均)	非購入者 (平均)	
たまねぎ (2個450g)	88円 (n=1,773)	179円 (n=1,441)	155円
にんじん (2~3本500g)	100円 (n=1,755)	194円 (n=1,459)	232円
牛乳 (1L)	120円 (n=792)	205円 (n=2,422)	320円
豆腐 (350g)	81円 (n=792)	126円 (n=2,422)	154円
納豆 (50g×3個)	80円 (n=1,584)	137円 (n=1,630)	175円

※ たまねぎ、にんじん：東京都区小売価格の直近3か年平均
(総務省「小売物価統計調査(動向編)」より算出)

牛乳、豆腐、納豆：当該商品の店頭価格(道の駅)

○ イベントの感想

- 展示内容やコンセプトがユニークで面白いと感じた。現状を伝えるだけでなく**実際に自分で考えるステップを設けることでより身近に感じられた。**
- 実際に自分で値段を付けられることの楽しさがあった。
- **みんなが幸せに暮らすにはどうしたら良いか、子どもと話せたのがよかった。**

○ イベント参加による気持ちの変化

- 無理のない範囲で高めの値段をつけたつもりだったが、「低め」の判定だった。**意識からまず変えなきゃいけない**と思った。
- 値上げしてほしくないと思っていたが、生産にかかる具体的な数字を見ることで、**値上げをしないと生産者にしわ寄せがくると感じた。**

○ 今後の取組に対する意見

- 定期的に開催してほしい。
- 他の食品や作物でもやってほしい。

(参考) フランスのEgalim法の概要について



フランスにおけるEGalim法の制定経緯・主な内容



(1) EGalim法

①背景・経緯

- ・フランスの食品小売市場は、大手小売業者が90%以上のシェアを占める寡占市場。付加価値が農業者に適正に還元されていないとの認識から、小売業者等の中の価格競争を規制すべきとの議論へ。
- ・**2017年**、農業・食品産業関係者が参加した「**食料全体会議**」を開催。（14テーマ、74回地方会議、14回全体会議）
- ・**2018年11月**、「農業及び食料分野における商業関係の均衡並びに健康で持続可能で誰もがアクセスできる食料のための法律」（EGalim法）を**公布**。

②主な内容

- 1) 農業者と取引相手との適正な取引関係（原価割れ販売の禁止の強化等）
- 2) 食品の品質・地産地消の強化
- 3) 健康に寄与し、信頼性・持続性の高い製品の促進
- 4) 食料分野におけるプラスチック使用の減少

(2) EGalim 2法

①背景・経緯

- ・**2021年3月**、セルジュ・パパン氏（仏食品小売業 System Uの前CEO）が「EGalim法の評価と農業バリューチェーンへのより良い報酬の必要性に関する調停・和解ミッションの報告書」を取りまとめ、**EGalim法の改善を提案**。
- ・**2021年10月**、報告書の改善提案を踏まえ、EGalim 2法を**公布**。（**2023年1月全部施行**）

②主な内容

- ・EGalim法の「農業者と取引相手との適正な取引関係」を強化。（**生産コスト指標の作成、書面契約締結の義務化、農産物原材料の聖域化等**）

(3) EGalim 3法

①背景・経緯

- ・**2023年3月**、EGalim 3法を**公布**。（2023年4月施行）

②主な内容

- ・第2段階以降の取引における供給業者側の商業関係を強化。（年次交渉が期限までに不成立の場合、供給業者が取引関係の終了を通知可等）



- 「専門職業間組織」とは、品目（牛肉、豚肉など）ごとに、生産、卸売、加工、流通、小売、外食等の代表的な団体で構成される組織。
- EUのCMO規則（共通市場機構規則）において、各国が承認することが認められており、フランスでは、63の専門職業間組織が認定されている（2019年7月時点）。
- 生産コスト指標は、専ら専門職業間組織が作成・公表することになっている。

【専門職業間組織の業務例】

- ① 生産コストや価格等の統計データの公表
 - ② 域内外における消費の促進
 - ③ 輸出市場の開拓
 - ④ 生産者と購入者間の契約のひな型の作成
 - ⑤ 研究・市場調査
 - ⑥ 動物衛生及び福祉の改善
 - ⑦ 有機農業、地理的表示の促進
- 等

※CMO規則第157条を基に農林水産省作成

【フランスの専門職業間組織】（2019年7月時点）

品目	認定数
ワイン	24
野菜・果樹	5
卵	1
牛乳・乳製品	7
鶏肉	3
豚肉	1
牛肉等	5
砂糖	3
その他 (ジャガイモ、シードル、オリーブ等)	14

※欧州委員会HP（https://agriculture.ec.europa.eu/system/files/2020-02/recognised-ibos_en_0.pdf）を基に農林水産省作成

EGalim法の特徴 ②書面契約義務と価格決定方式

(1) 書面契約義務

- ・生産者が対象品目を最初の購入者に販売する場合の書面契約が義務化されている。ただし、消費者への直接販売、卸売市場での取引等は、義務の対象から除外される。
- ・書面契約には、以下の条項が含まなければならないとされている。特に、**生産者と最初の購入者の契約**における価格の決定方式は、①**価格及び価格自動改定方式** 又は ②**価格フォーミュラ** のいずれかを選択し記載することが義務づけられている。

1. **価格及び当事者らが自由に決定する方法に従ったこの価格の上方又は下方への自動改定方式 又は指標の重みづけを含む価格決定の基準及び様式（価格フォーミュラ）**
2. 納品されうる又は納品されなければならない対象製品の全数量、原産地及び品質
3. 製品の集荷又は納品の方式
4. 支払いの手順及び期限に関する方式
5. 契約期間（3年以上）
6. 不可抗力の際に適用される規則
7. 様々な契約解除の際に適用されうる事前通知期間及び違約金

<契約書における価格の決定方法のイメージ>

①価格及び価格自動改定方式

- ・両当事者は、〇ユーロ/〇kg（単位当たり価額）の農場出荷価格に合意する。
- ・価格は、〇〇〇〇の指数（農業生産手段購入価格の指数等）の変動に応じて、〇月ごとに（改定のタイミング）に改定すること。

又は

②価格フォーミュラ

- ・両当事者は、価格決定のために指標が以下のように重みづけされることに合意する。

①（生産コスト指標×〇%）+②（市場価格指標×〇%）+③〇ユーロ（品質等に係る追加額）

（例）

- ①生産コスト指標 : **専門職業間組織が作成する生産コスト指標**
- ②市場価格指標 : FranceAgriMer（公的機関）が公表する市場価格の相場
- ③品質等に係る追加額 : ラベル・ルージュ（公的品質証明産品の一つ）の生産に係る追加コスト



(2) 書面契約義務の対象品目

- 書面契約義務の対象となっている品目は、**乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、卵等**（以下の赤字）である。

○ EU共通市場規則(CMO規則)第1条第2項のうち、**赤字が書面契約義務の対象品目（黒字は適用除外品目）**。

1. 穀物	10. 果物・野菜の加工品	19. 卵
2. 米	11. バナナ	20. 鶏肉
3. 砂糖	12. ワイン	21. 農業由来のエチルアルコール
4. 乾燥飼料	13. 生きた植物・花卉	22. 養蜂製品
5. 種子	14. タバコ	23. 蚕
6. ホップ	15. 牛肉・子牛肉	24. その他の製品の一部
7. オリーブオイル・テーブルオリーブ	16. 乳・乳製品	(上記以外のウサギ、カエル等の食肉、茶等が対象)
8. 亜麻・麻	17. 豚肉	
9. 果物・野菜	18. 羊肉・山羊肉	

出典：令和4年度フランスのEGalim法による食品の価格形成に関する実態調査委託事業報告書（令和5年3月三菱UFリサーチ&コンサルティング）

(参考) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (条文抜粋)

※改正後の未施行の条文を含む



第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

- 一 飲食料品
 - 二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であって、農林水産省令で定めるもの
- 2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。
- 3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
- 4 この法律において「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であって、当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。）をいう。
- 5 この法律において「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。
- 6 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

- 7 この法律において「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であって、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。
- 8 この法律において「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等（安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。）に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業をいう。
- 9 この法律において「取引の適正化」とは、取引が適正に行われるようにするために行う取引条件の改善その他の措置をいう。
- 10 この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう。

(国の責務)

- 第三条** 国は、食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための事業活動及び当該事業活動に対する支援の事業の促進を図られるよう、必要な情報の収集、整理、分析及び提供その他の援助に努めなければならない。
- 2 国は、食品等の持続的な供給の実現に向け、飲食料品等の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮及び当該持続的な供給に資する取組が促進されること等により、食品等の取引の適正化を図られるよう、必要な情報の提供その他の援助に努めなければならない。

(留意事項)

- 第四条** 国は、食品等事業者による事業活動の促進のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 食品等事業者が気候の変動その他の食料システムを取り巻く環境の変化に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。
 - 二 食品等事業者の行う事業活動が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。
- 2 国は、食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 (略)
 - 二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、食品等事業者、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二章 (略)

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項
 - 二 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等に係る措置に関する事項
 - 四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項
 - 五 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項
- 3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。
- 4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。
- 6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等取引実態調査等

（食品等取引実態調査）

第三十四条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査（以下「食品等取引実態調査」という。）を行うものとする。

- 2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等取引実態調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の取引の現況に関するものを提供するように努めるものとする。

- 3 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 4 関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

（食品等取引実態調査に基づく措置）

第三十五条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等取引実態調査の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導及び助言、食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置

第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等

（飲食料品等事業者等の努力義務）

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。

（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

（指導及び助言）

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二款 指定飲食料品等に係る措置

(指定飲食料品等の指定)

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。

(認定指標作成等団体)

第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等（以下「指定飲食料品等事業者等」という。）又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であって、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務（以下「指標作成等業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表

二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等

三 指標作成等業務の運営体制に関する事項

四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項

3 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を添付しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。

ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体（申請者を除く。）であって、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。

四 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実にを行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

5 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格事由)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の規定による認定を受けることができない。

- 一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）でない者
- 二 その法人又はその業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第四号及び第五十条において同じ。）がこの法律その他飲食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 三 第四十九条第一項の規定により前条第一項の規定による認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人
- 四 第四十九条第一項の規定による前条第一項の規定による認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(変更の認定)

第四十四条 第四十二条第一項の規定による認定を受けた者（以下「認定指標作成等団体」という。）は、同条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 認定指標作成等団体は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四十二条第二項から第七項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第四十五条 認定指標作成等団体は、その認定に係る指定飲食料品等について指標作成等業務を廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(必要な協力の要請)

第四十六条 認定指標作成等団体は、指標作成等業務を行うために必要があると認めるときは、その認定に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等その他当該指定飲食料品等ごとに農林水産省令で定める関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 前項に規定する指定飲食料品等事業者等及び農林水産省令で定める関係者は、同項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第四十七条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(改善命令)

第四十八条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体の指標作成等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定指標作成等団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十九条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十二条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 第四十三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。
- 三 不正の手段により第四十二条第一項の規定による認定（第四十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。
- 四 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 五 この法律若しくは第四十三条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第四十二条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(秘密保持義務)

第五十条 認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第四十二条第一項第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第五十一条 農林水産大臣は、指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、認定指標作成等団体の事務所に立ち入り、指標作成等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 公正取引委員会への通知

第五十二条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

第五節 雑則

第五十三条 国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第四章 雑則

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第五十六条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第二十九条第一項、第四十条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第三十条の規定による命令に違反したとき。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。